

< 問題 1 >

化学兵器禁止条約は、「CWC」と略称されているが、正式には「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」といい、1997年4月に発効している。締約国は、いかなる場合にも化学兵器の開発、生産、取得、保有、移譲、使用等を行わないこととしている。

この化学兵器禁止条約に関して、正しいものの組合せを一つ選びなさい。

- A 化学兵器禁止条約は、イラン・イラク戦争を契機にできたものであり、事務局はオーストラリア・グループが兼ねている。
- B 化学兵器禁止条約は、核拡散禁止条約と同様に、国際連合安全保障理事会の常任理事国である米英仏露中の5国に対してのみ一般的義務を免除し、化学兵器の保有を認めている。
- C 我が国政府は、中国政府との間で覚書に署名し、化学兵器禁止条約に基づく中国への遺棄化学兵器の廃棄処理を行っている。
- D 締約国は、化学兵器のみならず化学兵器生産施設の廃棄を約束する一般的義務を課せられている。
- E 化学兵器禁止条約では、弁、ポンプ、貯蔵容器、熱交換器、充てん機、多重管も規制対象にしている。

- 1 . A ・ B
- 2 . B ・ C
- 3 . C ・ D
- 4 . D ・ E
- 5 . E ・ A

< 問題 2 >

通常兵器キャッチオール規制に関する説明について、正しいものの組合せを一つ選びなさい。

- A 通常兵器キャッチオール規制は、国際連合の通常兵器に関する透明性向上、信頼感醸成措置としての軍備登録制度を補完するものとして、安全保障理事会決議に基づき我が国でも導入されたものであり、したがって、国際連合で決まった武器禁輸国・地域に対しては厳しい規制となっている。
- B 通常兵器キャッチオール規制は、大量破壊兵器キャッチオール規制と同様に、用途及び需要者に着目した客観要件並びに経済産業大臣から許可申請すべき旨の通知を受けた場合のインフォーム要件が規制要件である。
- C 通常兵器キャッチオール規制の対象貨物は輸出令別表第1の16の項(1)及び(2)に規定されている。
- D 貨物の輸出に関し、通常兵器キャッチオール規制と大量破壊兵器キャッチオール規制の規制要件は、前者は輸出令第4条第1項第三号のイからニまでに、後者は同項第四号のイからニまでに規定されている。
- E 通常兵器キャッチオール規制の規制対象地域は、輸出令別表第3に掲げる地域を除いている。輸出令別表第3に掲げる地域以外でも、輸出令別表第3の2に掲げる地域とその他の地域では、規制対象貨物と規制要件が異なる。

- 1 . A ・ C
- 2 . B ・ C
- 3 . B ・ D
- 4 . C ・ E
- 5 . E ・ A

< 問題 3 >

次の A から E までのうち、誤っているものの組合せを一つ選びなさい。

- A ワッセナー・アレンジメント(WA)での規制リストには Very Sensitive List (VSL)があり、日本の法令では貨物は輸出令別表第1の15の項に規定されている。
- B 輸出令別表第1の15の項に該当する貨物は一般包括輸出許可を適用できない。
- C 輸出令別表第1の15の項に該当する貨物の少額特例は、全地域について5万円以下である。
- D ワッセナー・アレンジメント(WA)での規制リストには Munitions List (ML:軍需品リスト)があり、日本の法令では貨物は輸出令別表第1の1の項(武器)に一致している。
- E 輸出令別表第1の14の項に該当する貨物について、一般包括輸出許可が適用できるのは輸出令別表第3の地域だけであるが、同項に該当する貨物は少額特例の適用はない。

- 1 . A ・ B
- 2 . B ・ C
- 3 . C ・ D
- 4 . D ・ E
- 5 . E ・ A

< 問題 4 >

平成18年3月3日付けで公表された「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」の内容について、次のAからEまでのうち、下線部分が正しいものはいくつあるか答えなさい。

- A 外為法等の遵守及び輸出管理の重要性について、経営トップ以下が改めて認識を深め、場合によってはその不備が企業の存亡に関わるという点も含めて、社内、子会社・関連会社、海外子会社に対して周知徹底すること。
- B 輸入者・最終需要者等については、初めて引き合いがあった場合には、その引き合いルートにかかわらず、大量破壊兵器関連企業との取引等懸念すべき点がないか等を慎重に審査することはもちろんのこと、取引開始後もその動向等を把握し、定期的に再度審査を行うこと。
- C 懸念貨物等が、第三国を經由して懸念国に渡る事例が世界的に見られるところ、海外子会社において、これらの懸念貨物等の拡散に関与したことが明らかになれば、企業の社会的責任が問われかねないことを十分認識の上、海外子会社における輸出管理社内規程の策定等を通じた輸出管理の厳格な指導を行うこと。
- D 許可申請内容が機微度が低い場合でも、最終需要者における定期的な使用状況等の報告、最終需要者から移転される場合の輸出者及び当省の同意等を、許可条件として付したり、誓約書の提出を求めたりする場合があるところ、その確実な履行がなされるよう、輸出管理統括部署において、十分指導すること。
- E 一般包括許可の取得・更新に当たっては、経営・営業部門を当省が行う輸出管理説明会へ参加させること。また、経営トップも自ら積極的に参加すること。

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 5 個

< 問題 5 >

「輸出の時点」と「役務取引の時点」に関する説明について、正しいものの組合せを一つ選びなさい。

- A 「輸出の時点」と「役務取引の時点」は、外為法の第6条の定義で明確に規定されている。
- B 「輸出の時点」は、原則、貨物を本邦から外国へ向けて送付するために税関に申告した時である。
- C 「輸出の時点」は、原則、貨物を本邦から外国へ向けて送付するために船舶又は航空機に積み込んだ時である。
- D 「役務取引の時点」は、将来の「取引」を約する契約を締結した時である。
- E 「役務取引の時点」は、貨物の形による技術データの形態を提供する場合は、その貨物を非居住者に引き渡したとき又は非居住者に提供することを目的として外国に向けた船舶若しくは航空機に積み込んだときのいずれか早い方である。

- 1 . A ・ D
- 2 . A ・ E
- 3 . B ・ D
- 4 . B ・ E
- 5 . C ・ E

< 問題 6 >

輸出令別表第 1 の 10 の項に該当する新型のカメラ 2 台をチェコへ輸出する契約を結んだ。当該カメラは輸出令別表第 3 の 3 に掲げる貨物であり、1 台 60 万円である。また、需要者はチェコの大学である。この場合における輸出令第 4 条第 1 項第五号（少額特例）の説明として、次の中から正しい記述を一つ選びなさい。

- 1 . この場合は総価額が 5 万円以下であれば少額特例を適用できる。しかし、総価額は 5 万円を超えるので、少額特例を適用できない。
- 2 . この契約が、無償の贈与契約の場合、総価額は 0 円になるので、少額特例が適用できる。
- 3 . この場合は総価額が 100 万円以下であれば少額特例を適用できる。しかし、総価額は 120 万円であるので、少額特例を適用できない。
- 4 . 仕向地がチェコであるので、総価額がいくらであっても、輸出令第 4 条第 1 項第三号のイ（その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。） ㍑（その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。）及びニ（その貨物が輸出令別表第 1 の 1 の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。）のいずれの場合にも該当しないときでなければ、少額特例を適用できない。
- 5 . 仕向地がチェコであり、かつ、告示貨物であるので、少額特例を適用できない。

< 問題 7 >

輸出令第 4 条（特例）第 1 項に関連する説明として、次の中から誤っている説明を一つ選びなさい。

- 1．無償告示第一号 1 に規定する「本邦から輸出された貨物であって、本邦において修理された後再輸出されるもの」において、修理には 1 対 1 の交換を含む。
- 2．無償告示第一号 1 に規定する「本邦から輸出された貨物であって、本邦において修理された後再輸出されるもの」において、当該修理が無償か有償かを問わない。
- 3．輸出令第 4 条第 1 項第五号（少額特例）は、別表第 1 の 1 から 4 まで、15 及び 16 の項の中欄に掲げる貨物には適用されない。
- 4．価額の全部につき支払手段による決済を要しない貨物の場合の「総価額」は、税関の鑑定価格をいう。
- 5．外国通貨をもって決済される場合の当該外国通貨と円との「総価額」の換算は、財務大臣が日本銀行において公示する基準外国為替相場及び裁定外国為替相場を用いて行う。

< 問題 8 >

輸出令第 4 条(特例)第 1 項が適用できる場合を次の中から、一つ選びなさい。

- 1 . ポーランドから本邦に輸入した輸出令別表第 1 の 1 1 の項の中欄に掲げる貨物をポーランドにおいて修理するために輸出する場合(ただし、修理完了後、当該貨物を本邦に再輸入するものであって、修理した貨物が当初本邦に輸入したときの仕様から変更のないものに限る。)
- 2 . 輸出令別表第 1 の 8 の項の中欄に掲げる貨物であって、当該貨物の仕様及び市場における販売の態様からみて特にその輸出取引の内容を考慮する必要がないものとして経済産業大臣が告示で定めるものをフィンランドの需要者に輸出する場合
- 3 . ハンガリーから本邦に輸入した輸出令別表第 1 の 6 の項の中欄に掲げる貨物であって、その輸入の際の性質及び形状が変わっていないものをハンガリーの輸出者に無償で輸出する場合
- 4 . ベルギーにおいて開催される展示会に出品するために輸出令別表第 1 の 1 3 の項の中欄に掲げる貨物を輸出する場合(ただし、当該展示会の終了後、本邦に輸入されるものに限る。)
- 5 . 外為法第 4 8 条第 1 項の規定による許可を受けてデンマークに輸出した輸出令別表第 1 の 7 の項の中欄に掲げる貨物の修理を行うために当該貨物の部分品であって、同項の中欄に掲げる貨物をデンマークに輸出する場合

< 問題 9 >

一般包括輸出許可の条件として、次の中から誤っているものの組合せを一つ選びなさい。

- A 一般包括輸出許可に基づき輸出を行った際の資料を輸出管理社内規程に基づき、輸出時から少なくとも5年間保存する。
- B 核兵器等の開発等に用いられる疑いがあるとして経済産業大臣へ事前届出を行った場合、経済産業省から当該輸出について異議がない旨の連絡を受けた場合のみ一般包括輸出許可が適用できる。
- C 当該輸出が国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあるものとして経済産業大臣から通知を受けたときは、その輸出に対する一般包括輸出許可は、その効力を失う。
- D 一般包括輸出許可を使用して輸出する貨物が、核兵器等の開発等に用いられる疑いがある場合は、いかなる国向けであっても経済産業大臣へ事前届出の必要がある。
- E 一般包括輸出許可を使用して輸出令別表第3に掲げる地域へ輸出する貨物が、核兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合は、経済産業大臣へ事前届出の必要がある。

- 1 . A ・ D
- 2 . B ・ C
- 3 . C ・ D
- 4 . D ・ E
- 5 . B ・ E

<問題 10 >

特別返品等包括輸出許可について、次の中から誤っているものを一つ選びなさい。

- 1．特別返品等包括輸出許可の範囲は、本邦において使用するために輸入された貨物であって、不具合による返品、修理、異品又は性能の向上のために輸出するもののうち、輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物に該当するものを輸出令別表第3に掲げる地域を仕向地として輸出する場合である。ただし、本邦に輸出した外国を仕向地として輸出する場合に限る。
- 2．特別返品等包括輸出許可証は、出荷場所が異なる場合などは分割をすることができる。
- 3．特別返品等包括輸出許可の有効期限は2年を超えない範囲である。
- 4．特別返品等包括輸出許可を受けようとする者は申請に先立ち、その役員又は正規職員が適格説明会を受講している必要がある。
- 5．特別返品等包括輸出許可の申請窓口は経済産業省の安全保障貿易審査課である。

< 問題 1 1 >

輸出令別表第 1 に該当する製造装置を輸出後、不具合が生じ、修理する必要性が生じた。現地で調査した結果、不具合の部分品を修理するには時間がかかることが判明したため、不具合の部分品を日本に戻し、同じ仕様の部分品と 1 対 1 の交換をすることになった。当該部分品に内蔵したプログラム（今回は役務取引許可を受けて提供）の取扱いに関し、次の中から正しい説明を一つ選びなさい。

- 1．当該部分品に「修理特例」は適用できないので内蔵プログラムについても特例は適用できず、新たな役務取引許可が必要となる。
- 2．当該部分品に「修理特例」は適用できるが、内蔵プログラムは、修理特例の適用がないため、新たに役務取引許可が必要となる。
- 3．再提供にあたり、当該プログラムの機能、特性が向上していないため、貿易外省令第 9 条第 1 項第八号に規定の、「必要最小限の使用技術」の適用を受け、役務取引許可は不要となる。
- 4．輸出令第 4 条第 1 項第二号ホに規定の「修理特例」では、貨物はもとより、内蔵プログラムをも含めた特例となっているため、役務取引許可は不要となる。
- 5．輸出令第 4 条第 1 項第二号ホに規定の「修理特例」が適用される貨物と同時に提供される、同一のプログラムの再提供に関しては、貿易外省令第 9 条第 1 項第十号二（二）（修理した貨物と同時に提供されるプログラムの特例）の適用を受け、役務取引許可は不要となる。

<問題 1 2 >

次の A から E までの技術について、非居住者に提供する場合、役務取引許可が不要になる場合について、誤っているものの組合せを一つ選びなさい。

- A 大阪の大学教授甲が、外為令別表の 9 の項に該当する高速通信技術について記述した専門書（5 年前に発売されたが、現在は絶版）をテヘランの大学図書館に寄贈する場合、役務取引許可は不要である。
- B 東京にある電機メーカー乙は、外為令別表の 9 の項に該当する暗号プログラムを作成し、誰でも乙のホームページにアクセスすれば、制限なくプログラムを無償で入手することができるが、ホームページにアップする際、乙は、自社の顧客にしか連絡しなかったとしても、役務取引許可は不要である。
- C 名古屋の重電メーカーが、アメリカ向けに輸出令別表第 1 に該当する貨物と同時に提供するプログラムで、当該貨物に内蔵されており、かつ、プログラムの書換え及びプログラム媒体の取替えが物理的に困難になっており、かつ、当該貨物を使用するために特別に設計されたプログラムで、いかなる形でもソースコードが提供されないものであれば、当該貨物が輸出令別表第 1 の 2 から 1 5 の項のいずれの項に該当していても、また当該プログラムが外為令別表の 2 から 1 5 の項のいずれの項に該当していても、役務取引許可は不要である。
- D 大阪の電機メーカー丙は、外為令別表の 9 の項に該当する暗号プログラムを作成し、丙のホームページにアップしているが、プログラムを無償で入手するには、丙のホームページにアクセスし、丙の設ける会員サービス(無料・加入資格に制限なし)に入会し、丙から送られる ID と PW が必要であっても、役務取引許可は不要である。
- E 東京の電機メーカー丁は、アメリカで特許を取得することが可能かどうかを確認するために、最近開発したリスト規制に該当する高速通信装置の技術資料を事前にアメリカの特許専門の弁護士事務所とシリコンバレーにある自社の米国子会社に国際宅配便で郵送することにした。当該米国子会社では、当該技術資料を販売促進のためにも利用する予定である。この場合、工業所有権の出願又は登録を行うために、当該出願又は登録に必要な最小限の技術を提供する取引にあたるので、役務取引許可は不要である。

- 1 . A ・ B
- 2 . A ・ E
- 3 . B ・ C
- 4 . C ・ D
- 5 . C ・ E

<問題 1 3 >

ソフト開発を委託しているインドの会社に対し、外為令別表の9の項(1)貨物等省令第21条第1項第五号に該当するプログラムを以下の条件で提供することになった。

(条件)

開発契約期間：2008年12月～2010年3月

プログラム提供予定時期：役務取引許可取得後1ヶ月以内

提供先名と住所：B社 Mumbai Maharashtra 400209, India

プログラムの内容：A社製無線送信機用プログラム(品番B 0 I T 2)

提供形態：MOに格納

数量：1セット

支払金額：無償

オーダーシートを相手先から入手した。

この場合、個別の役務取引許可を申請する際、許可申請書の記載について誤った説明はいくつあるか答えなさい。

- A 1. 取引の概要の(3)役務取引期間の欄に、「2008年12月～2010年3月」と記載する。
- B 1. 取引の概要の(2)取引の相手方の住所・居所又は所在地の欄に「Mumbai Maharashtra 400209, India」を記載する。
- C オーダーシートは、許可申請に必要な取引の事実を証する書類として、認められていない。
- D 1. 取引の概要の(3)役務取引期間の欄に、「役務取引許可取得後1ヶ月以内」と記載する。
- E 2. 支払い等の関係の(2)支払い等の金額の欄に開発委託費を記載する。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個
- 4. 4個
- 5. 0個

<問題 1 4 >

次の中から、リスト規制該当技術を提供する際に役務取引許可が必要な場合は、いくつあるか答えなさい。

- A 上海にある事務所に勤務する目的でいったん出国した日本人が、1 ヶ月後に、滞在期間 2 週間の日程で一時帰国し、打合せのため高知の工場を訪れた場合
- B J I C A (国際協力機構) による発展途上国への技術支援で、名古屋の A 社の工場に入国してから出国するまでの半年間、フィリピン人留学生に研修をする場合
- C 経済産業大臣が米国商務省長官と協議する場合
- D 2 年以上米国のボストンにある大学院で宇宙工学を学ぶために出国した大阪の B 社のエンジニアと B 社の出張者が現地ボストンで打合せをする場合
- E 東京の港区にあるオランダ大使館に勤務して 1 年になるオランダ人 (オランダにおいて雇用された) に、技術交流のため C 社の通信技術を教えることになった場合

- 1 . 1 個
- 2 . 2 個
- 3 . 3 個
- 4 . 4 個
- 5 . 5 個

<問題 15 >

いわゆる大量破壊兵器キャッチオール規制に係る説明について、下線部分が誤っているものの組合せを一つ選びなさい。

- A 役務通達の1の(2)のロに規定されている「情報を記録したものの提供」には、電子メールによる送信は含まれない。
- B 核兵器等開発等省令第二号中の「当該貨物の需要者が核兵器等の開発等を行う」と第三号中の「当該貨物の需要者が核兵器等の開発等を行った」における「需要者が行う」及び「需要者が行った」に係る解釈は、運用通達で定められており、前者は「現在及び将来の事象に係る規定」、後者は「過去の事象に係る規定」である。
- C 核兵器等開発等省令第二号中及び第三号中の「(当該貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外のために用いられることが明らかなきを除く。)」の規定を受け、ここでの「明らかなき」を確実に判断するために、利用することが推奨されているのは明らかガイドラインである。当該ガイドラインでは、「輸送時における表示、船積みについての特別の要請がないこと」もその確認事項に含まれている。
- D 輸出令第4条第1項第三号及び第四号における「核兵器等」の意味は、同号ではなく、「外国向け仮陸揚げ貨物」の特例を定める同令第4条第1項第一号イで規定されており、その意味は「核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機」である。
- E 核兵器等開発等告示第二号及び第三号(当該技術を「利用する者」に係る要件)に関連し、取引を行おうとする者が入手した文書等の範囲を定めているものは、同告示別表であり、その第二号は「核兵器等の開発等の動向に関し、経済産業省が作成した文書等」に関する規定である。

- 1 . A ・ B
- 2 . B ・ C
- 3 . C ・ D
- 4 . D ・ E
- 5 . E ・ A

<問題 16 >

次の引合いを受けたものとする。当該案件を取扱う場合の大量破壊兵器キャッチオール規制に係る解釈について、文中の（A）から（E）にあてはまる語句を正しく列挙している番号を一つ選びなさい。

- 引合主 : 輸出令別表第3に掲げる地域以外の地域に所在する甲国で最大の重工メーカー（需要者でもある）
- 仕向地 : 同企業が所在する地域
- 引合貨物 : 輸出令別表第1の16の項（大量破壊兵器キャッチオール規制関連）に該当する貨物
- その他の前提 : 需要者に確認したところ、当該貨物がペイロードを200キロメートル運搬できる無人航空機に用いられることが判明している。
- 甲国の軍とメーカーは、相互に研究者などの人事交流を活発に行っている記事が、入手したメーカーのホームページに多数掲載されている。

核兵器等開発等省令第一号（用途要件）では、輸出貨物が「核兵器等の開発等」のために用いられることとなる」場合はもとより、「（A）」のために用いられることとなる」場合をも要件の対象としている。

同省令において「無人航空機」については、「ペイロードを300キロメートル（B）運搬できる場合」は「核兵器等」に位置付けられ、「それ（C）」である場合」には同省令の別表第六号の対象とされる。

また、同省令の別表第六号においては、当該ペイロードに係る規定に加え、「（D）」であることもその要件とされている。

本案件では、引き合い貨物が「無人航空機」に用いられるものではあるが、ペイロードを運搬できる距離は200キロメートルであることから、核兵器等開発等省令第一号の「核兵器等の開発等」ではなく、同省令の別表第六号の対象となる。

当該案件では、入手したホームページの資料に軍との積極的な交流等を示す記事があることから、その貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手した文書等又は輸入者等からの連絡において、「（D）」であることの要件に合致するか否かを、経済産業省等に相談するなどして慎重に検討し、これに当たる場合には、（E）。

1 .（A）その他の軍事用途

（B）以上

（C）未滿

（D）軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又は

これらの者から委託を受けて行うことが明らかにされているもの
(E) 許可申請を要することになる

- 2 . (A) 同省令別表に掲げる行為
(B) 超
(C) 以下
(D) 軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又は
これらの者から委託を受けて行うことが明らかにされているもの
(E) 許可申請を要することになる

- 3 . (A) その他の軍事用途
(B) 以上
(C) 未満
(D) 当該ロケット又は無人航空機の販売先が輸出令別表第 4 に掲げる地域
であることが明らかにされているもの
(E) 明らかガイドラインにより「明らかなときの除外規定」の適用を受け
るか否かの確認を行いその対象となれば、許可申請は不要となる

- 4 . (A) 同省令別表に掲げる行為
(B) 以上
(C) 未満
(D) 軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又は
これらの者から委託を受けて行うことが明らかにされているもの
(E) 許可申請を要することになる

- 5 . (A) 同省令別表に掲げる行為
(B) 以上
(C) 未満
(D) 軍若しくは国防に関する事務をつかさどる行政機関が行うもの、又は
これらの者から委託を受けて行うことが明らかにされているもの
(E) 明らかガイドラインにより「明らかなときの除外規定」の適用を受け
るか否かの確認を行いその対象となれば、許可申請は不要となる

<問題 17 >

大阪にある総合商社甲が、以下のAからEまでの契約を締結した場合、キャッチオール規制に関する許可申請が必要な場合はどれか。正しいものの組合せを一つ選びなさい。

- A H型鋼10トン（輸出令別表第1の16の項に該当）をロシアのA社に輸出する契約を結んだ。A社において、当該H型鋼は発電用の加圧水型軽水炉に用いられることが明らかにされている。
- B バルブ100セット（輸出令別表第1の16の項に該当）を中国のB社に輸出する契約を結んだ。B社から、当該バルブを民生用途に使用するための重水製造に用いるとの連絡を受けた。
- C ステンレス合金の板（輸出令別表第1の16の項に該当）をタイのC社に輸出する契約を結んだ。C社からはペイロードを100キロメートル運搬する民生用の無人航空機を独自開発し、それに用いると連絡を受けた。
- D 乗用車の製造技術（外為令別表の16の項に該当）をレバノンのD社に提供する契約を結んだ。レバノンのD社から乗用車の製造技術で軍用車両を製造すると電子メールで連絡を受けた。
- E ヨーグルトの製造技術（外為令別表の16の項に非該当）を外国ユーザーリストに掲載されているインドのE社に提供する契約を結んだ。調査の結果、製造するヨーグルトの販売先が未定であることが判明した。

- 1 . A ・ B
- 2 . B ・ C
- 3 . B ・ D
- 4 . C ・ D
- 5 . D ・ E

<問題 18 >

次のうち、キャッチオール規制の客観要件に該当していても許可不要となるものの組合せを一つ選びなさい。なお、その他の要件については、考慮しないものとする。

- A 公知の技術の提供（貿易外省令第9条第1項第五号）
- B 市販されている暗号プログラムの提供（貿易外省令第9条第1項第十号ロ）
- C 無償告示に該当する貨物の輸出（輸出令第4条第1項第二号ホ及びヘ）
- D 少額特例に該当する貨物の輸出（輸出令第4条第1項第五号）
- E 暗号特例に該当するパソコンの輸出（輸出令第4条第1項第六号）

- 1 . A ・ B ・ C ・ D
- 2 . A ・ C
- 3 . B ・ D
- 4 . A
- 5 . すべて許可不要

< 問題 19 >

仲介貿易取引の許可申請について、次の中から正しいものの組合せを一つ選びなさい。

- A 仲介貿易取引許可の申請は、経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課に行く。
- B 仲介貿易運用通達では、仲介貿易取引許可の申請に必要な契約書が共に無償譲渡契約の場合は、契約書にその旨を明記するように求めている。
- C 仲介貿易運用通達では、「仲介貿易取引許可の申請者は、仲介貿易取引を行おうとする非居住者本人である。」と規定している。
- D 仲介貿易運用通達では、「許可を必要とする時点」とは、「貨物の「売り」と「買い」の個別契約をもつ場合には、それらのうち後に成立する契約より前の時点とする。」と規定されている。
- E 仲介貿易取引については、許可証の内容変更及び有効期限の延長の申請は通常、ありえないので、認められていない。

- 1 . A ・ B
- 2 . A ・ D
- 3 . B ・ C
- 4 . B ・ D
- 5 . D ・ E

< 問題 20 >

次の中から「仕向地」の定義について、正しいものの組合せを一つ選びなさい。

- A 輸出貨物が最初に積み替えられる国（又は領域、以下同じ。）
- B 輸出貨物を最初に積載した船舶が寄港する国
- C 輸出貨物の最終陸揚港の属する国
- D 輸出貨物が最終陸揚港の属する国以外の国で消費又は加工されることが明らかの場合にあっては消費又は加工される国
- E 輸出貨物の加工される国と消費される国が異なることが明らかの場合にあっては加工される国

- 1 . A ・ C
- 2 . B ・ C
- 3 . C ・ D
- 4 . C ・ E
- 5 . E ・ A

<問題 2 1 >

以下のケースで、個別の役務取引許可の申請窓口（許可事務）が経済産業省安全保障貿易審査課になる正しいものの組合せを一つ選びなさい。

- A 外為令別表の 5 から 1 3 の項に該当する技術で、通常兵器通達の付表技術である技術を、ソウルにある自社の海外子会社に提供する場合
- B 外為令別表の 5 から 1 3 の項に該当する技術で、通常兵器通達の付表技術ではない技術を、上海にある自社の海外子会社に提供する場合
- C 外為令別表の 1 5 の項に該当する技術を北京にある自社の海外子会社に提供する場合
- D 外為令別表の 1 4 の項に該当する技術をモスクワにある自社の海外子会社に提供する場合
- E 外為令別表の 1 5 の項に該当する技術をシカゴにある自社の海外子会社に提供する場合

- 1 . A ・ B ・ C
- 2 . A ・ C ・ D
- 3 . B ・ C ・ D
- 4 . B ・ D ・ E
- 5 . C ・ D ・ E

< 問題 2 2 >

輸出管理の考え方として、正しいものの組合せを一つ選びなさい。

- A 企業における輸出管理は、法律上も社会的にもその責任が重いことから、必ず、代表取締役が規制貨物等の取引審査の最終判断権者にならなくてはならないと大臣通達で定められている。
- B 平成18年3月3日付けの「大学等における輸出管理の強化について」では、経済産業大臣は文部科学大臣に対して、先端的な研究開発を行う大学に限定して、輸出管理の強化を求めている。
- C 輸出管理の具体的業務の最終段階として、実施される出荷管理では、出荷される貨物と出荷書類との記載内容の同一性の確認はもとより、該非判定や取引審査等の社内手続が完了していることの確認、加えて、外為法に基づく許可が必要な貨物の場合にあっては、これが取得されていることの確認等も重要となる。
- D 輸出管理統括部門を組織する場合、当該部門が契約の承認権限を有することを踏まえ「最高責任者が直接指揮監督できる組織」、「管理するための十分な権限が付与される組織」、「営業部門等からの独立普遍性の確保できる組織」とすることが望ましい。
- E 規制貨物等の輸出又は提供に係る諸手続を行うに当たっては、事実を正確に記載し、関連する文書を契約時から起算して、少なくとも5年間保存しなくてはならない。

- 1 . A ・ B
- 2 . B ・ C
- 3 . C ・ D
- 4 . D ・ A
- 5 . E ・ A

< 問題 2 3 >

企業の輸出管理全般に関して、誤っているものをすべて列挙している番号を一つ選びなさい。

A 中国に所在する当社の製造子会社（需要者でもある）に向けて輸出令別表第1の2の項に該当する測定装置を個別許可を取得し輸出した。

半年後、当該製造子会社へ監査のため輸出管理部門の者が訪問したところ、同測定装置が、当該製造子会社から生産委託先に移転されていたことが判明した。この移転については、輸出者の海外子会社が行った行為であることから、任意ではあるが、経済産業省に事後報告することが望ましい。

B 本邦法人である当社のシンガポールに所在する海外支店が売り契約と買い契約の双方の当事者となり、輸出令別表第1の16の項に該当する貨物をタイの企業から購入し、中国の企業に販売するといった引き合いを受けた。なお、当該貨物の移動はタイから中国に向けて直接なされる。

この場合、海外支店は非居住者の扱いを受けることから、「居住者が貨物の売り契約及び買い契約の双方の当事者となる取引」には当たらず、規制対象である仲介貿易取引とはならない。したがって、我が国の外為法等輸出関連法規遵守の観点からの管理は不要となるが自主管理の側面からはこれを管理対象とすることが望ましい。

C 海外出張時に携行し持ち帰る貨物については、リスト規制に該当する場合であっても、「一時的に出国する者が携帯するものであること」及び「本人の使用に供すると認められるものであること」といった2つの条件のみを満たせば、輸出令第4条第1項第二号へに基づく、いわゆる携行品特例の適用を受ける。したがって、社内管理としてはこれらの条件を満たすか否かを漏れなく確認できる体制を構築する必要がある。

D 仲介貿易取引においては、貨物が外国に所在していることに加えて、我が国のリスト規制に馴染みのない第三国の実際の輸出者と連絡をとりつつ該非判定を行わなくてはならないことから、判定作業には多くの労力を要することになる。この点を踏まえ、仲介貿易取引に限っては、該当する輸出令別表第1の「項」を特定する必要は全くない。

- 1 . A ・ B
- 2 . A ・ B ・ C
- 3 . A ・ B ・ C ・ D
- 4 . B ・ C ・ D
- 5 . C ・ D

<問題 2 4 >

次の中から、誤っているものの組合せを一つ選びなさい。

- A 輸出令別表第 1 の 7 の項の告示貨物に該当する装置 (5 0 万円) をインドネシアの企業 A 社に輸出するので、経済産業省安全保障貿易審査課に輸出許可申請を行う。
- B 輸出と同時に、需要者であるインドネシアの企業 A 社に対して設備の据付工事資料 (リスト規制該当技術であって、使用技術告示には該当しない。また、当該資料は据付に係る必要最小限のものであって、保守又は修理に係る技術は含んでいない。プログラムも含んでいない。) を提供する場合、貿易外省令第 9 条第 1 項第八号の必要最小限の技術であることから役務取引許可は不要である。
- C 輸出許可を取得し、インドネシアの企業 A 社に半導体製造設備を輸出したが、5 年後、当該設備の一部であるバルブ 1 セット (輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) に該当) が故障した。輸出令第 4 条第 1 項第二号で定める無償告示のうち、修理特例を適用し、A 社に交換用のバルブ 1 セットを送り、現地で交換後、不良のバルブを返送してもらった。
- D インドネシアの企業 A 社に向けて、輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) に該当する貯蔵容器に、化学品 (同国向けで個別輸出許可を要するリスト規制該当のもの) を入れて輸出する場合、当該輸出終了後、この貯蔵容器を日本に輸入するのであれば、輸出の際の輸出許可は不要である。

- 1 . A ・ B
- 2 . A ・ C
- 3 . B ・ C
- 4 . B ・ D
- 5 . C ・ D

< 問題 2 5 >

次の案件の取引審査にあたり、次の中から最も適切なものを一つ選びなさい。

引 合 主 : 中国のスポーツ用品メーカー(A社)(最終需要者でもある)。

仕 向 地 : 中国

引 合 貨 物 : 輸出令別表第1の16の項に該当する炭素繊維

サプライヤー / 輸出者 : 香港企業(B社)

その他の前提 : 日本法人である当社は中国のA社から炭素繊維の引き合いを入手したが、従来から取引のある香港のB社がたまたま炭素繊維の在庫を有していることを知り、B社からの買い契約とA社への売り契約を締結し、貨物は香港から中国に輸出する取引を検討している。

- 1 . 香港は 1997 年に中国に返還されたことから香港から中国への貨物の移動は同一国内の貨物の移動に当たり、日本の仲介貿易取引の規制の対象ではないので、「特段の問題点は認められないもの」として処理する。
- 2 . 当該炭素繊維は輸出令別表第 1 に関しリスト規制非該当であり、日本の仲介貿易取引の規制の対象ではないので、「特段の問題点は認められないもの」として処理する。
- 3 . 香港は実質的に全てのレジームに加盟しているのと同等の貿易管理をしており、日本の法令上、輸出令別表第 3 に掲げる地域と同様の扱いとなり日本の仲介貿易取引の規制の対象ではないので、「特段の問題点は認められないもの」として処理する。
- 4 . 炭素繊維は「大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例」として記載されており(懸念される用途は核兵器、ミサイル)、中国は輸出令別表第 3 に記載されている国ではないので、当該仲介貿易取引は日本の法令上禁止されている。従って、取引禁止である旨営業部門に通知する。
- 5 . 本件は日本の仲介貿易取引の規制の対象であるので、仲介貿易おそれ省令に関し社内で十分チェックし、同省令をクリアできることが確認でき、インフォームがなければ仲介貿易取引許可申請不要の旨営業部門に連絡する。

< 問題 26 >

次の案件の取引審査にあたり、次の中から最も適切なものを一つ選びなさい。

需 要 者 : 中国の重慶にあるメーカー A 社

輸 出 者 : 東京の総合商社 B 社

引 合 貨 物 : 輸出令別表第 1 の 16 の項に該当するマシニングセンター 10 台
契約総額約 4 億円

その他の前提: リスト規制には、ほんの少し該当しないレベルの工作機械で、A 社の担当者からは、メーカー指定で引き合いを受けた。A 社は、バイクの部品製造を行うと言っているが、具体的な部品名をなぜか教えない。B 社の北京駐在員甲が、重慶にある A 社を表敬訪問したところ、軍からの感謝状数枚が玄関に飾ってあった。B 社の北京駐在員甲が、帰り際に A 社の本社ビルのトイレの窓から外を見たところ、隣接する工場の倉庫の隅に戦車のような車両を見かけた。B 社は、来年 3 月末の決算では、大幅な減益が見込まれている。

1. この場合、B 社は、駐在員が戦車のような車両を見かけているので、受注契約した場合は、通常兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請が必要である。
2. この場合、B 社は、入手した資料からは、通常兵器キャッチオール規制に係る輸出許可申請は必要ではないが、用途が曖昧であることや戦車のような車両を見かけていること、来期の減益などを総合衡量して、B 社の海外営業部長が取引の最終判断をなすべきである。
3. この場合、B 社は、A 社が、直近にアメリカ系の企業からパソコンを購入している事実を確認できれば、米国政府は中国の A 社を問題視していないと考えられるので、B 社は、取引審査を簡略化してよい。
4. この場合、B 社は、入手した資料からは、通常兵器キャッチオール規制に係る輸出許可申請は必要ではないが、用途が曖昧であることや戦車のような車両を見かけていること等から、取引をすすめるのであれば、事前に経済産業省に相談するなどして、輸出管理社内規程上の最高責任者である代表権者が最終判断をなすべきである。
5. この場合、B 社は、入手した資料からは、通常兵器キャッチオール規制に係る輸出許可申請は必要ではないが、経済産業省に相談すると通常兵器キャッチオール規制に係るインフォームの通知を受ける可能性があるため、取引審査の最終判断は、代表権者と海外営業部長がよく相談して決めるのが輸出管理上、適切である。

<問題 27 >

次の案件の取引審査にあたり、次の中から最も適切なものを一つ選びなさい。

引 合 主 : パキスタン A 社(最終需要者でもある。)

仕 向 地 : パキスタン

サプライヤー : インドネシア B 社

引 合 貨 物 : 大型トラック

その他の前提 : 日本法人である当社のシンガポール支店は A 社から大型トラックの引き合いを受けた。

シンガポール支店からの連絡を受け、当社から大型トラックのメーカーである B 社に照会したところ、引き合いの内容に合致するトラックを A 社に輸出することは可能との回答を得た。

A 社は外国ユーザーリストに掲載されており(懸念区分にミサイルが含まれる)当社のシンガポール支店の用途確認の照会に対し同社の代理人から当該大型トラックはミサイル関連の用途に使用すると連絡をうけた。なお、シンガポール支店は当該情報を日本の本社に直ぐに連絡した。

上記 の情報を B 社に伝え当社としては取引を中止する旨伝えたと、B 社は自社で直接 A 社と売買契約を結ぶこととし、当社に対し本件の紹介料を払うとの意向を伝えてきた。

- 1 . 日本法人の海外支店が行う取引は、同法人の取引として我が国の仲介貿易取引の規制対象となっており、又、A B 社間の直接取引であっても、仲介貿易おそれ省令の用途要件に該当するので、当社は日本の経済産業省に仲介貿易取引の許可申請を行う。
- 2 . 日本法人の海外支店が行う取引は、同法人の取引として我が国の仲介貿易取引の規制対象であるが、売買契約の取り次ぎは同規制の対象外であり、日本の仲介貿易取引の許可申請は不要である。しかし、ミサイル関連の用途に使用することが判明していることなどから、紹介料などは一切受け取らず、当該取引について経済産業省に早急に報告するのが自主輸出管理上、望ましい。
- 3 . 需要者の代理人からトラックの用途はミサイル関連であるとの連絡を受けており、本件は用途要件該当であり、本件の取引は日本の法令上禁止されている。
- 4 . 日本の仲介貿易取引の規制は海外支店に及ばないので、本件は日本の仲介貿易取引の規制対象外である。
- 5 . シンガポールはホワイト国に準じる国であり、仲介貿易取引を行う海外支店がホワイト国に準じる国にある場合は、日本の仲介貿易取引規制の対象外であり、日本の仲介貿易取引の許可申請は不要である。

< 問題 28 >

次の許可例外の説明において、(A)から(E)にあてはまる語句を正しく列挙している番号を一つ選びなさい。

許可例外 G B S は、国家安全保障 (N S) 規制に該当する (A) の (B) 向けの輸出再輸出に適用可能な許可例外であり、適用の可否が品目毎に C C L に規定されている。

許可例外 T S R は確約書の事前入手を前提に、 N S 規制に該当する (C) の (B) 向けの輸出・再輸出に適用可能な許可例外であり、適用の可否が品目毎に C C L に規定されている。

許可例外 C I V は (D) 向けの (E) の輸出・再輸出に適用可能な許可例外であり、適用の可否が品目毎に C C L に規定されている。但し、民生需要者向けの民生用途の場合に適用が限定されている。更に、(D) に分類されている北朝鮮向けの輸出・再輸出の場合は、民生需要者向けの民生用途であっても適用できない。

- 1 . A : B : C : D : E :
- 2 . A : B : C : D : E :
- 3 . A : B : C : D : E :
- 4 . A : B : C : D : E :
- 5 . A : B : C : D : E :

語群 :

貨物・技術・ソフトウェア 技術・ソフトウェア 貨物 A 国群
B 国群 D : 1 国群 D : 2 国群 E : 1 国群

<問題 29 >

日本企業が米国輸出管理規則に基づく輸出管理を実施する場合の記述で正しいものの組合せを一つ選びなさい。

- A 米国輸出管理法も外為法も、同じ国際輸出管理レジームの規制内容に基づいて法令が規定されているので、規制リストやキャッチオール規制の内容は同一である。したがって、外為法を遵守することにより、米国輸出管理規則を遵守することができる。
- B アジアの輸出管理法制度のない国にある海外子会社は、米国製品を再輸出する取引があっても、米国輸出管理規則を遵守する必要はない。
- C 米国から技術は導入しているが、米国から貨物やソフトウェアは輸入していないため米国輸出管理規則に基づく輸出管理は不要である。
- D 米国から貨物・ソフトウェア・技術は輸入していない輸出企業であっても、国内で調達した品目や米国以外の国から輸入した品目が米国再輸出規制の対象となる品目である場合があるため、米国再輸出規制の対象となる品目かどうかを確認する仕組みは必要である。
- E 外為法のキャッチオール規制品に該当する米国原産品目を再輸出する場合に、外為法のキャッチオール規制に基づく輸出管理で当該品目が大量破壊兵器等に利用されないことが確認できた場合であっても、米政府の再輸出許可の取得が必要な場合がある。

- 1 . A ・ C
- 2 . A ・ D
- 3 . B ・ D
- 4 . C ・ E
- 5 . D ・ E

< 問題 30 >

米国輸出管理規則で、Commerce Control List (CCL)と呼ばれる「規制リスト」に関する記述として、正しいものの組合せを一つ選びなさい。

- A 米国輸出管理規則の「規制リスト」では、規制品目番号の3桁目(右から3つ目)の数字がWAやNSG等の規制に由来していることを示している。例えば規制品目番号の3桁目が「1」(**1**)であれば、Missile Technology reasonsに基づく規制品目である。
- B 米国輸出管理規則の「規制リスト」は、全体がカテゴリー番号「1」から「10」の10分類に分けて規定されており、各カテゴリーは更にAからEの5つのプロダクト・グループに分かれている。
- C 米国輸出管理規則の「規制リスト」では、各カテゴリーの末尾にEAR99という表示があるが、これは米国輸出管理規則の規制対象とする品目であっても該当する規制品目番号(ECCN)が見つからない場合に使用する番号である。
- D 米国輸出管理規則の「規制リスト」では、規制品目を表わす番号のことをExport Control Classification Number(ECCN)と呼んでいるが、この分類について、メーカー以外が行うことは禁止されており、BIS自体が分類に関与することも禁止されている。
- E 米国輸出管理規則の「規制リスト」では、規制品目の許可要求欄に規制理由が“AT”や“NS”等の2文字のアルファベットで示されている。たとえば、“AT”はアンチテロリズムを表わし、“NS”は国家安全保障を表わしている。

- 1 . A ・ B ・ C
- 2 . B ・ C ・ D
- 3 . C ・ D ・ E
- 4 . A ・ D ・ E
- 5 . A ・ C ・ E

問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
貿易外省令	貿易関係貿易外取引等に関する省令
核兵器等開発等省令（おそれ省令）	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
通常兵器開発等省令	輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令
仲介貿易おそれ省令	外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引に係る貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令
使用技術告示	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第八号、第九号及び第十号の規定に基づき、経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物
文書等告示	輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令第二号及び第三号の規定により経済産業大臣が告示で定める輸出者が入手した文書等
核兵器等開発等告示（おそれ告示）	貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第三号のニイ及び第四号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合
通常兵器開発等告示	経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等を除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引につい

	て
大量破壊兵器通達	大量破壊兵器関連貨物・技術の輸出管理について
通常兵器通達	通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について
補完規制通達	大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制に係る輸出手続き等について（お知らせ）
包括取扱要領	包括許可取扱要領
包括運用通達	包括許可について（運用のための輸出注意事項）
包括手続き	包括許可の手続等について（お知らせ）
仲介貿易運用通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項第二号の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引について

ホワイト国	輸出令別表第3で定められている地域をいう。国際的な輸出管理レジームすべてに参加し、その合意に基づいて、国内法の整備を行い、かつ、キャッチオール規制を実施している米国や英国など計26カ国をいう。
武器輸出三原則	三原則対象地域向けの場合には原則として武器の輸出を認めないことを内容としており、我が国が独自に行っている。その内容は、「武器及びその部分品等の輸出について」に示されている。
輸出管理社内規程	輸出管理に関する外為法等の法令を遵守し、法令違反を未然に防止するため、取引審査等の一連の業務を規定した社内規程のことをいい、コンプライアンス・プログラム（CP）ともいう。
大臣通達	「不拡散型輸出管理に対応した輸出関連法規の遵守に関する内部規程の策定又は見直しについて」として当時の通商産業大臣（現：経済産業大臣）名で輸出関連団体の長あてに要請した通達（平成6年6月24日付）をいう。 平成18年3月3日に新たに「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」という通達が出され、企業における輸出管理の徹底が求められている。
リスト規制	輸出令別表第1の1から15の項、外為令別表の1から15の項の中欄に掲げられている貨物及び技術の規制をいう。専ら機能・仕様（スペック）に着目した規制。
キャッチオール規制	大量破壊兵器キャッチオール規制と通常兵器キャッチオール規制の両方の概念を含む総称。専ら需要者及び用途に着目した規制。リスト規制を補完するという

	意味で、補完的輸出規制ともいう。
通常兵器キャッチオール規制	通常兵器補完的輸出規制ともいう。
明らかガイドライン	核兵器等開発等省令第二号、第三号のかっこ書（輸出しようとする貨物の用途並びに取引の条件及び態様から、当該貨物が核兵器等の開発等及び別表に掲げる行為以外のために用いられることが明らかなきとき）又は核兵器等開発等告示の第二号、第三号のかっこ書（提供しようとする技術の用途並びに取引の条件及び態様から、当該技術が核兵器等の開発等及び核兵器等開発等省令別表に掲げる行為以外のために利用されることが明らかなきとき）にあたるかを判断するために「輸出者等が「明らかなきとき」を判断するためのガイドライン」として経済産業省が公表しているガイドライン

平成 2 0 年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験

(S T C E x p e r t / S T C L e g a l E x p e r t)

試験問題（法令編）